

2025年12月19日（金）
愛知県経済産業局
次世代モビリティ産業課
自動車産業グループ
担当 上原、奥野、三橋
内線 3381・3388
ダイヤル 052-954-6136

令和8年度与党税制改正大綱決定に係る自動車関係諸税の見直しについての 愛知県知事コメント

私は、知事に就任した2011年以来、日本経済の活性化を図り、地方の経済・雇用を守るために、自動車産業の競争力強化と自動車ユーザーの負担軽減に向けた自動車税制の抜本的な見直しに取り組んでまいりました。

自動車産業は、デジタル化・電動化やカーボンニュートラルへの対応など、100年に一度の大変革期にあるとともに、米国関税措置により大きな影響を受けており、大変厳しい状況にあります。このような中、本年10月、本県の経済界、労働界やユーザー団体の皆様から、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減などの要望をいただきました。

そこで、私を含む12都道県知事・2政令市長との連携のもと「令和8年度税制改正において自動車諸税の抜本的な見直しを求める緊急声明」を取りまとめ、11月13日、19日及び20日に、自動車関係団体の皆様とも一体となって、政府及び与野党に対し、自動車関係諸税を抜本的に見直すよう、強力に働きかけてまいりました。

本日、令和8年度与党税制改正大綱が決定され、自動車関係諸税の総合的な見直しについては、以下のような方向性が示されました。

- 自動車税・軽自動車税の環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止。地方税の減収分は、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。
- 令和10年度以後における自動車税・軽自動車税のあり方は、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。
- 電気自動車・燃料電池自動車については、令和10年度以後に新車新規登録を受けた乗用車に対し、車両重量に応じた課税方式を導入。
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は、現行の措置を2年延長。
- 自動車重量税のエコカー減税は、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長。
- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車について、自動車重量税の特例加算分を令和10年5月1日以降の車検時に徴収。
- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止。

取得時に課される環境性能割については、2019年10月に自動車取得税が廃止された際に導入された制度であり、米国関税措置の影響もある中で、国内の需要喚起を図るため、自動車関係団体の皆様からは廃止が強く求められておりました。

今回の恒久的な廃止の決定は、取得時におけるユーザー負担の軽減に直結し、国内市場の活性化につながると期待されるものであり、その決断を大いに評価したいと考えます。

一方で、保有時の税制については、自動車重量税において、2028年5月に、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車に対して新たな負担を導入することのみが決定され、また、2028年度以後における自動車税・軽自動車税のあり方については、「重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。」とされました。

このように、税体系や負担水準をはじめとする2028年度以後の自動車関係諸税全体のあり方は、2027年度（令和9年度）税制改正に委ねられることになっており、国内市場の活性化や自動車産業の競争力強化に向けた、すべてのパワートレイン間で公平・簡素で、新たな時代に相応しい税体系・負担水準への抜本的な見直しは、引き続き今後の課題となったと受け止めています。

自動車産業は、日本の経済と雇用を支える我が国の基幹産業であるとともに、生産拠点の多くが地方にあることから、「地方の産業」であり、地域の産業と雇用を守るために、自動車産業の更なる成長・発展は不可欠であります。

引き続き、全国の有志の知事・市長、自動車関係団体の皆様とともに、自動車関係諸税の見直しが適切かつ確実に実施されるよう、政府及び与野党に対する働きかけを継続し、地域経済の活力や雇用の維持・拡大に全力を傾注してまいります。

2025年12月19日
愛知県知事 大村 秀章